

自閉症

(4) 自閉症のある子供の場に応じた指導・支援

自閉症のある子供の指導・支援では、上述した障害特性や随伴する特性を踏まえた上で個々の状態像に応じることが原則です。これは、いずれの教育の場においても共通します。

以下では、その原則を踏まえ、各教育の場に応じた指導・支援について述べます。

① 特別支援学校（知的障害）における指導

特別支援学校（知的障害）では、自立と社会参加を目指し、生活に結び付いた具体的な活動を通じて教育が行われます。学習指導要領に示されている障害種に自閉症は取り上げられていないため、特別支援学校（知的障害）では知的障害教育の範疇で自閉症のある児童生徒に対して指導・支援が行われています。しかし、「21世紀の特殊教育の在り方について：一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について（最終報告）」の中で知的障害と自閉症の違いを考慮して自閉症の特性に応じた対応の必要性が示されたことや、特別支援学校（知的障害）では自閉症のある児童生徒の在籍率が高いことにより、多くの特別支援学校（知的障害）では自閉症の障害特性を踏まえた指導・支援が行われていません。

特別支援学校（知的障害）での自閉症のある児童生徒への対応としては、自閉症学級を設置する、自閉症に特化した教育課程を編成する、学習や活動場面においてグループ編成を工夫する、障害特性に応じた環境構成（構造化や教材・教具の工夫など）に配慮するなどが挙げられます。

自閉症学級を設置し教育課程を編成している学校では、自立活動を位置付け、社会性の障害やコミュニケーションの障害に対応した内容を取り上げて指導を行っています。自立活動の指導は、その形態として教師と一対一で個々の実態に応じた課題を行う「個別の課題学習」や個別の課題学習で行ったことを自身で遂行する「自立課題」があります。また、自立活動の指導を週時程上、同じ時間帯に設ける、すなわち帯状に時間をとって指導をしている学校もあります。個別の課題学習や自立課題を行うためには、個々の子供にどういった力をつけるのか、目標を明確にすることが最も重要です。特別支援学校（知的障害）の中には、PEP-3などの検査を実施し、その結果を踏まえて個別の指導計画を作成し指導に当たっている学校があります。これは、実態が多様である自閉症のある児童生徒においては重要なことです。

大部分の特別支援学校（知的障害）では、自閉症のある児童生徒には環境の構造化が

必要であるとの理解が定着しつつあり、教室内をはじめ様々な場面で構造化が行われています。具体的には、自閉症のある児童生徒が、どこで何をするのか分かるようにしたり（空間の構造化）、週や1日の見通しがもてるようにスケジュールを用いたり（時間の構造化）、何をどのくらい行うのかを視覚的に示して学習や活動の流れを明確にしたり（活動の構造化）しています。構造化は、自閉症のある子供に新しい技能を教え、環境に適応させ、自立的に行動できるようにする上で有効とされています。ただし、構造化を行う際には、個々の発達段階を踏まえることが大切であり、画一的に行うものではないことに留意する必要があります。また、指導を通して視覚的な手がかりを減らし、子供の状態に応じて構造化の程度も変えていくことも必要です。

特別支援学校（知的障害）の多くは、小学部から高等部が設置されています。特定の学部で自閉症のある児童生徒の指導・支援体制を整えるのではなく、他学部と指導・支援の方針や内容、方法などを共有し、引継ぎがなされていくよう校内体制を整備することが求められます。

② 自閉症・情緒障害特別支援学級における指導

自閉症・情緒障害特別支援学級においては、特別支援学校（知的障害）の実践を参考にして自立活動の指導を取り入れたり、環境の構造化に努めたりしています。

ただし、自閉症・情緒障害特別支援学級では、学年が異なる児童生徒や多様な実態の児童生徒が在籍するため、担任が自閉症のある児童生徒と一対一で個別の指導を行うことが難しく、集団による指導にならざるを得ないといった制約があります。指導のねらいに応じて個別の指導か（小）集団による指導かを検討することが必要ですが、学級の状況により個別の指導が難しい場合には、集団による指導の中で個々の実態に対応したねらいや支援を組み入れて指導することが大切です。このため、個別の指導計画の作成と活用が重要になります。

自閉症のある児童生徒は、初めての活動や式典などの行事、交流及び共同学習で通常の学級の児童生徒と集団で活動することに困難さがあります。このような場合には、自閉症のある児童生徒に事前に活動の流れを伝えたり、事前学習したりするなどして、できるだけ当日に不安や混乱が生じないように配慮することが必要です。また、集団での活動では、言葉による指示が多くなります。自閉症のある児童生徒に対しては、やるべきことを再度、個別に端的に伝えたり、視覚的な手がかりを用いたりして活動に参加できるよう支援することが求められます。なお、社会性やコミュニケーションにかかわる困難さについては、その場だけの対応に留まるのではなく、自立活動として継続的に指導することが必要です。

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒は、当該学年の教科の内容を学習します。しかし、子供の実態によっては下学年の内容を扱うことが適切である場合もあります。各教科等の学習においては、自立活動と関連付けながら指導することが必要です。

特別支援学級では、行事や通常の学級の事情などにより時間割の変更を余儀なくされる場合があります。自閉症のある児童生徒は、急な予定の変更に対応することが難しいため、担任は日常的に通常の学級の担任と情報共有し連携に努めることが望まれます。

③ 通級による指導（自閉症）

通級による指導（自閉症）では、通常の学級で学びながらも自閉症による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とし、個々の障害の状態に応じながら特別の指導を特別な場所で行います。通級による指導（自閉症）では、特別支援学校における自立活動を参考とした指導を中心としながら社会適応能力やコミュニケーション能力の向上、また、運動面や認知面の能力の向上を目指します。通級による指導（自閉症）では、自閉症のある児童生徒の障害の状態像に即して、必要に応じて各教科などの補充的な指導を行います。

通級による指導（自閉症）の指導形態には、個別の指導と（小）集団による指導があります。個別の指導では、自閉症のある児童生徒に対して教科学習やコミュニケーションなどに必要な基礎的な知識・技能、態度を養うことが主なねらいとなります。また、（小）集団による指導では、音楽、運動、製作などの活動を通して対人関係やコミュニケーション能力の向上が主なねらいとなります。

自閉症のある児童生徒が、通級による指導（自閉症）で指導を受けた内容を通常の学級や日常生活で活かすことができるようにするために、在籍の通常の学級の担任や保護者との連携が必須となります。

④ 通常の学級における配慮

通常の学級においては、学級担任が高機能自閉症のある児童生徒の障害特性について正しい知識をもち、彼らについて理解することが必要です。

集団での活動であるため高機能自閉症のある児童生徒を中心に授業を進めることは難しいですが、文字や絵などの視覚的な手がかりを用いたり、授業の流れがつかみやすいように板書を工夫したり、座席配置を工夫したりすることにより彼らの困難さに対応することができます。

高機能自閉症のある児童生徒は、日課や教室環境の変更を受け入れることが難しいため、それらによって不安を感じることがあります。このため、あらかじめ変更について彼らに伝えるように努めるとともに、彼ら自身も変更を受け入れる柔軟性を身に付けられるように段階的に指導していくことが求められます。また、彼らが、不安な気持ちを落ち着ける場所を校内のどこかに確保しておくことも大切です。

高機能自閉症のある児童生徒は、学級内のルールを理解することが難しく、それが暗黙のルールになっていると、より一層適応することが困難になります。学級内のルールや約束事は、絵や文字など視覚的に掲示して日常的に意識できるようにしておくことが有効で

す。

通常の学級は集団での活動が主であるため、社会性やコミュニケーションに困難がある高機能自閉症のある児童生徒は日常的にできない、分からないといったことに直面することが多くなります。しかし、高機能自閉症のある児童生徒の中には、特定の教科学習や活動において優れた力を発揮できる子供達があります。彼らの困難さにのみ着目するのではなく、彼らの得意な面を学級内で活かしたり発揮させたりする機会を設けて、彼らの自信や自己肯定感をはぐくんでいくことが大切です。また、このような取組は、周囲の児童生徒の高機能自閉症のある児童生徒への理解をうながしていく上でも重要になります。